

2 文科高第 1 1 1 3 号  
社援発 0 3 2 2 第 6 号  
令和 3 年 3 月 2 2 日

各 都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長  
各 中 核 市 市 長  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 社 会 福 祉 士 学 校 又 は 介 護 福 祉 士 学 校 を 置 く  
各 国 公 私 立 大 学 長  
各 関 係 団 体 の 長  
各 地 方 厚 生 ( 支 ) 局 長  
各 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 1 2 条 第 1 項 の  
各 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長

文部科学省初等中等教育局長  
(公印省略)

文部科学省高等教育局長  
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局長  
(公印省略)

「社会福祉士及び介護福祉士法施行令第 5 条に基づく報告の様式について」の一部改正  
について

令和 2 年第 2 0 1 回通常国会において成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉  
法等の一部を改正する法律」に付された附帯決議 (※) に対応するため、介護福祉士養成  
施設ごとに学生の国家試験の受験率・合格率、留学生の状況等を把握するよう「社会福祉  
士及び介護福祉士法施行令第 5 条に基づく報告の様式について」(平成 22 年 3 月 25 日付  
け 21 文科高第 880 号文部科学省高等教育局長、社援発第 0325 第 11 号厚生労働省社会・援  
護局長通知) を別添のとおり改正し、令和 3 年 4 月 1 日より適用します。

また、様式改正を踏まえ令和 3 年度に限り、本改正様式による社会福祉士及び介護福祉  
士法施行令第 5 条に基づく報告期限を 7 月 1 日(通常は毎学年度開始 2 月以内(6 月 1 日))  
とすることとしたので、御了知の上、円滑な実施について特段の御配慮をお願いします。

なお、この通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に  
基づく技術的助言として通知するものです。

(※)「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に付された附帯決議

・＜衆議院厚生労働委員会 令和2年5月22日＞

六 介護人材を確保しつつその資質の一層の向上を図るための方策に関し、介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る経過措置の終了に向けて、できる限り速やかに検討を行うこと。また、毎年、各養成施設ごとの国家試験の合格率など介護福祉士養成施設の養成実態を調査・把握の上、公表し、必要な対策を講ずること。

・＜参議院厚生労働委員会 令和2年6月4日＞

五 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る経過措置については、本来速やかに終了させるべきものであることに鑑み、その終了に向けて、直ちに検討を開始し、必要な施策を確実に実施すること。また、各養成施設ごとの国家試験の合格率など介護福祉士養成施設の養成実態・実績を調査・把握の上公表するとともに、可能な範囲で過去に遡って公表し、必要な対策を講ずること。また、介護福祉士資格の取得を目指す日本人学生及び留学生に対する支援を充実すること。